

# 青少年総合対策推進法案の概要

## 1. 背景

少子高齢化、情報化、就業形態の多様化等の進展とともに、ニート、ひきこもり等社会的自立をめぐる問題の深刻化やその背景要因の複雑化等、青少年をめぐる状況が厳しさを増す中、青少年の健全な育成及び自立の支援を効果的に推進していくためには、関係分野における取組を大きな理念の下に統合し、総合的な施策展開を図っていく必要がある。

## 2. 法律案の概要

### (1) 目的

青少年が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、青少年の健全な育成（青少年育成）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めるとともに、青少年総合対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な青少年育成のための施策（青少年総合対策）を推進することを目的とする。

### (2) 青少年総合対策推進大綱等

ア 青少年総合対策推進本部は、青少年総合対策の推進を図るため、青少年総合対策推進大綱等を作成する。

イ 青少年総合対策推進大綱は、青少年総合対策に関する基本的な方針、青少年総合対策を推進するために必要な事項等について定める。

### (3) 地方公共団体における計画の作成

地方公共団体（都道府県及び市町村）は青少年総合対策推進大綱を勘案して、それぞれの区域内における青少年育成についての計画を作成するよう努める。

### (4) 青少年総合対策

国民の理解の増進、社会環境の整備、意見の反映、青少年総合相談センターとしての機能を担う体制の確保、地方公共団体及び民間の団体に対する支援等について定める。

### (5) 青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援

ア 関係機関等による支援、関係機関等の責務、人材の養成等について定める。

イ 地方公共団体は、修学及び就業のいずれもしていない青少年で、自立した社会生活を営む上での困難を有するものに対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な支援の実施を図るため、単独で又は共同して、地域協議会を置くよう努める。

ウ イの地域協議会の事務に従事する者等について守秘義務規定を整備する。

### (6) 青少年総合対策推進本部

ア 青少年総合対策推進大綱を作成し、その実施を推進する特別の機関として内閣府に青少年総合対策推進本部を設置する。

イ 青少年総合対策推進本部は、内閣総理大臣（本部長）及び関係大臣をもって組織する。

### (7) 罰則

正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らした者に対する罰則規定を定める。

### (8) その他

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び内閣府設置法の一部改正